2025年9月30日

脱炭素テクノロジー株式ファンド 愛称:カーボンZERO

追加型投信/内外/株式

ESG関連レポート 2025.9

カーボンZEROはポートフォリオの「温度スコア」を算出し、 運用プロセスに「二酸化炭素排出量」、「ESGスコア」を考慮しています。



環境への貢献

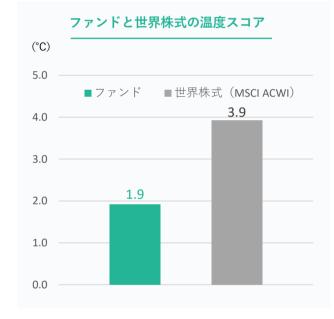
温度スコア

企業の排出する温室効果ガスだけでなく、顧客の排出回避量や将来に向けた脱炭素化戦略も考慮したもの

カーボンZEROでは、地球温暖化の進行を抑えるための温度目標である「パリ協定」をベースとした上で、投資ポートフォリオとの整合性を考慮した指標の一つとして「温度スコア」をみています。カーボンZEROの運用にあたってカンドリアム社は、2025年もしくは、より早く 2.5° Cに抑える中間目標を設定しています。2025年8月末現在、世界株式(MSCI ACWI)が 3.9° Cに対し当ファンドのポートフォリオでは、 1.9° Cとなっています。

※2025年8月末現在

※Carbon4 Finance社のデータにより算出。※数値は $+1.5^{\circ}$ C~ $+6^{\circ}$ Cで表され、標準レベルが 3.5° C。※世界株式(MSCI ACWI)はファンドのベンチマークではありません。※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
(出所)カンドリアム社



二酸化炭素排出量(=カーボンフットプリント)

製品の生産から消費、最終処分に至るまでに排出される温室効果ガスを二酸化炭素に換算して"見える化"したもの

2025年8月末現在、100万ユーロ投資あたり年間二酸化炭素排出量は、世界株式(MSCI ACWI)が48.26トンなのに対し当ファンドは55.22トンとなっています。ファンドで排出している55.22トン分の二酸化炭素についてはグリーンプロジェクトへ資金拠出することで、ファンド全体としてカーボンゼロをめざします。そのため当ファンドへの投資は結果として中長期的に脱炭素社会の実現に貢献できると考えています。

※基準日:2025年8月末

※カバー率* ファンド:94.39%、世界株式 (MSCI ACWI) :99.44%

*ポートフォリオ全銘柄中、数値が算出可能な銘柄の割合

※100万ユーロ投資あたり年間二酸化炭素排出量は、企業が直接的に排出した量(スコープ1)とエネルギーの購入・使用などで間接的に排出した量(スコープ2)を、投資比率を加味し合計した値を使用。※世界株式(MSCIACWI)はファンドのベンチマークではありません。※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

(出所) カンドリアム社

ファンドの二酸化炭素排出量相当分



▶次ページでは

グリーンプロジェクトの詳細を掲載しています

グリーンプロジェクト

最新の「カーボンZEROインパクトレポート」▶



カンドリアム社では、投資する個別銘柄ごとの二酸化炭素排出量を算出し、当ファンド全体の二酸化炭素総排出量 を算定します。ファンドに助言をしたことにより得る報酬の一部を二酸化炭素削減を目的としたラオスやコロンビ アなど主に新興国のグリーンプロジェクト(地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に貢献する事業)へ資金拠 出することでファンドの二酸化炭素排出量と相殺します。

グリーンプロジェクトを通じた具体的な二酸化炭素削減量(オフセット量)とグリーンプロジェクトの詳細は最新 の「カーボンZEROインパクトレポート」をご参照ください。

< グリーンプロジェクト資金拠出例 >

再生可能エネルギー事業 –ラオス



SDGs目標の達成

- ●小規模な流水式水力発電プロジェク
- ●より広い地域にクリーンな電力を供 給する

森林再生事業 -コロンビア



- ●気候変動対策として、脆弱なサバン ナ地帯を生物多様性の高い森林に転 換する
- ●生物多様性の保全と生態系の再生を 目的とした植林活動
- ●労働者の法的保護と安定した雇用機 会による収入により、地域の貧困を 緩和する

新規雇用の創出



持続可能な木材生産





(出所) カンドリアム社

植林活動



再生可能エネルギー による発電

新たな送水ポンプの設置



co₂削減へ 貢献

長期雇用の実現





※2025年3月時点でのグリーンプロジェクト資金拠出例です。※当ファンドは脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業 への投資であり、投資先企業が温室効果ガスを排出しないことを保証するものではありません。また、当該企業が削減した温室効果ガ スが当該企業が排出した温室効果ガスを上回ることを保証するものではありません。

植樹プロジェクト

当ファンドではグリーンプロジェクトへの資金拠出だけでなく、NPOを通じ信託報酬の一部を植樹活動に寄付する ことで豊かな自然の回復に貢献します。お客さまが投資を通じて利益を得るだけでなく、お客さま自身が環境問題 解決に取り組む機会を提供しています。

毎年春から夏に行なわれる植樹の様子などについては、別途レポートを通じてお伝えする予定です。

< 植樹プロジェクトの流れ >

樹を育て、未来を託す みんなで育む 明日への森



大和アセットマネジメント

Present Tree:

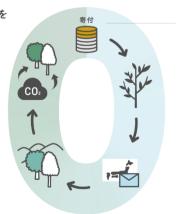
「明日への森」の成長を 皆さまと見守ります

> 当プロジェクトを通じ. 成長の様子を定期的に 報告します



専門家が 育っていく森を 見守ります

> 植えられた樹は 現地森林組合等により 10年間保育管理されます。



信託報酬の 一部を寄付します

> 寄付金額は、毎年2月末時点の 純資産総額を元に決定します。

毎年春から夏にかけて 植樹します 寄付金額5 000円ごとに

1本植樹します。

レポートを定期的に発行し 活動をご報告します 毎年5~6月頃、木々の芽吹く季節に

> 植樹や成長した森の様子は、定期的 に『植樹レポート』としてご紹介する 予定です。

<植樹による効果>

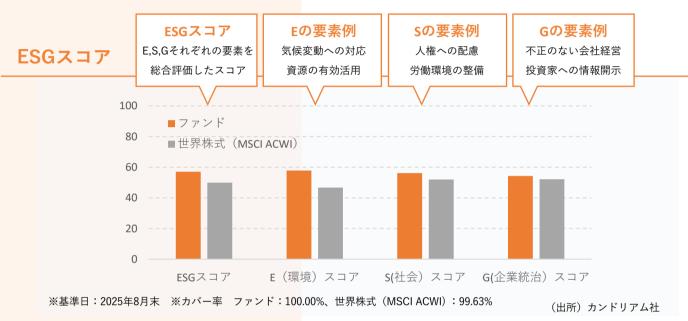
	1年目	2年目	5年目	10年目	20年目	• • •
累計本数	計本数 5,000本		10,000本 25,000本		100,000本	• • •
CO ₂ 吸収量 (1年当たり)	55,000kg	110,000kg	275,000kg	550,000kg	1,100,000kg	• • •

※毎年5,000本を継続的に植樹した場合、ブナ1本あたりCO₂吸収量年11kg(CO₂kg/本・年)として試算。 (出所) 認定NPO法人「環境リレーションズ研究所」のデータを基に大和アセットマネジメント試算

ESGへの取り組み

カンドリアム社では独立したESGチーム(Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治))が約8,400社にのぼる企業のESG評価を行なっています。独自の指標により0-100で評価され、数値が高いほどESGで優れた評価ということを表しています。

一般にESG評価が優れた企業は質の良い利益を生むため、ESG評価はパフォーマンスに影響を与える要素と考えられています。そのためカンドリアム社では、運用プロセスの中に企業のESG評価を組入れています。



※世界株式 (MSCI ACWI)はファンドのベンチマークではありません。
※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

当ファンドにおけるESG

ESG評価を運用プロセスに組み込むことで、 どのような効果が期待できるのでしょうか?

カンドリアムの運用プロセスでは、各企業のステークホルダーへの取り組みや、気候変動を含めたサステナビリティに対する取り組みをESG評価としてファンダメンタル分析で活用し、ESGにきちんと取り組む企業を選別しています。

ESGの観点からリスクのある 企業を除外することが可能で、 ダウンサイドリスクの抑制が 期待できます。

Tanguy Cornet タンガイ・コーネット Co-ポートフォリオ・マネージャー 2003年にカンドリアム入社 2024年よりテーマ型グローバル株式(環境分野)の 責任者を務める

運用プロセスにおけるESGスクリーニング

グローバル株式市場:約18,000 銘柄

ESGスクリーニング基準

- ■カンドリアム社で最も厳しいSRI Exclusion Policyを適用
- ■一般的な基準(武器、たばこ関連の除外)に加え

動物実験

人権リスクの高い 国・地域での活動



遺伝子組み換え



等へも除外基準を策定

投資適格銘柄:約14,000 銘柄

▶以降のプロセスでもESG評価を実施

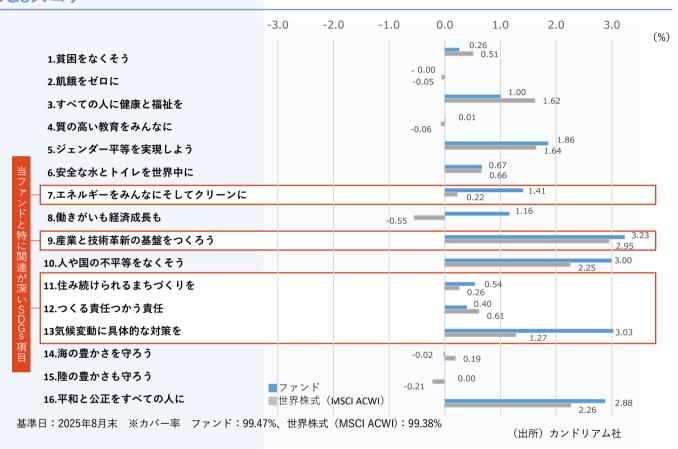
※ 上図は当ファンドの運用プロセスのうちESGスクリーニング について抜粋したものです。プロセスや各ユニバースにおける 銘柄数は今後変更となる場合があります。(出所)カンドリアム社

SDGsへの貢献

当ファンドの投資先企業が、各SDGsの達成に貢献する割合を示しています。

運用プロセスの中にESGの要素を組入れているため、SDGsの項目に関しても世界株式(MSCI ACWI)と比較しおおむね高い貢献度となっています。ファンドがSDGsの観点からも優れた企業へ投資を行なっていることが分かります。

SDGsスコア



- %SDGsの項目17については数値を算出していません。当項目は1~16の項目をパートナーシップで達成しようという目標です。企業は 1~16の項目に貢献することで、17の項目へも間接的に貢献できると考えられます。
- ※SDGsスコア算出方法について:カンドリアムが第三者機関の情報を基に、各SDGsの項目に対する企業の貢献度を $-10\sim10$ で評価します。各SDGsの項目に対するファンドのウェイトを加味した総合計をファンドのSDGsスコアとして $-100\%\sim100\%$ の割合で表記しています。
- ※世界株式 (MSCI ACWI)はファンドのベンチマークではありません。※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ※MSCI株価指数は、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。 また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

<ご参考>

SDGsとは

Sustainable Development Goals

持続可能な 開墾

開発

目標

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

(出所) 国連広報センター

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・日本を含む世界の株式等の中から、脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業に投資し、信託財産の成長をめざします。 ファンドの特色
 - ・日本を含む世界の株式等の中から、脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業に投資します。
 - ・運用にあたっては、カンドリアム・エス・シー・エーから助言を受けます。
 - ・ファンド全体としてカーボンゼロをめざします。
 - ・毎年1月11日および7月11日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

	効要因は、以下のとおりです。 			
価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割			
株価の変動	込むことがあります。			
	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。			
	発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあり			
	ます。			
	当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなるため、市場動向にかかわらず基準価額			
	の変動が大きくなる可能性があります。			
	新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、			
	流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場			
	合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。			
価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割			
リートの価格変動	込むことがあります。			
	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法			
	制度の変更等の影響を受けます。			
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レー			
	トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方			
	向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。			
	特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相			
	対的に高い為替変動リスクがあります。			
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、ま			
	たは取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、			
	方針に沿った運用が困難となることがあります。			
	新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。			
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市			
- · · -	場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価			
	額が下落する要因となります。			
/甘光/历史《本社王四八 1716				

[※]基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

Fund Letter

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉 <u>3.3% (税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	_		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料 率 等	費 用 の 内 容			
運用管理費用(信託報酬)		年率1.837% (税抜1.67%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額は対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は毎日計上され日々の基準価額に反映されます。			
配	委託会社	年率0.90%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。			
(税抜)	友) 販売会社	年率0.75%	運用報告書等各種書類の送付、□座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価です。			
	受託会社 年率0.02%		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
その他の費用・		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・ オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合 の費用等を信託財産でご負担いただきます。			

- (注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産 投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位				
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)				
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。				
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位				
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)				
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。				
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日				
	② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日				
	(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。				
申込締切時間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)				
	なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。				
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。				
購入·換金申込受付	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合				
の中止および取消し	には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあ				
	ります。				
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約				
	を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。				
	・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合				
	・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき				
	・やむを得ない事情が発生したとき				
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。				
	(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコ				
	ースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。				
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。				
	公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用対				
	象となります。				
	当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異				
	なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。				
	※税法が改正された場合等には変更される場合があります。				

設定•運用:

商号等

大和アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

Daiwa Asset Management

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

\0120-106212

(受付時間:営業日9:00~17:00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会は お取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL https://www.daiwa-am.co.jp/

当資料のお取扱いにおけるご注意

- ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- ■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」 の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に 帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- ■投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ■当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業 の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証する ものではありません。
- ■分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

2025年8月29日 現在

脱炭素テクノロジー株式ファンド (愛称:カーボンZERO)

			加入協会				
販売会社名(業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0	0			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	0				
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	0				
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	0				
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	0				
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	0				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	0				
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	0				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	0	0			
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	0				
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	0				
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	0				
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	0	0	0		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	0	0	0		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0	0		0	
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	0				
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	0	0	0	0	
益茂証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第12号	0				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	